

2024年4月25日

各 位

会 社 名 S F P ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 誠  
(コード番号：3198 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役 坂本 聡  
(TEL. 03-5491-5869)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）（以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、下記の通り、対象取締役に対し譲渡制限付株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することのご承認を求める議案を、2024年5月24日開催予定の当社第14回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議すること、並びに当社従業員等に対しても本制度を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度を導入する理由

本制度は、対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当て

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①対象取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分する方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分する方法、のいずれかの方法により行い、当社株式を保有させるものです。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間5,000株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額10百万円以内といたします。但し、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

なお、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当

社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。）を基礎として、対象取締役特に有利な金額にならない範囲において取締役会において決定いたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて決定いたします。

(2) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、2年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間において、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

4. 当社の従業員及び当社子会社取締役への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の所定の要件を満たす従業員及び当社子会社の代表取締役に対しても上記譲渡制限付株式と同内容の本制度を導入する予定であります。

以 上